## 落札後の注意事項

### 1. 権利移転手続き

入札終了後、落札者には高梁市から落札が決定された旨をメールなどで通知し、物品引渡しまでの手続きをご説明いたします。万が一、高梁市からの連絡がなかった場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

#### ■必要な費用

<契約締結期限までに>

	・契約保証金は予定価格の10%以上の納付が必要です。
契約保証金	・すでに納付済みの入札保証金を契約保証金とすることができます。その
	場合、入札保証金のほかに契約保証金を支払う必要はありません。

#### <代金納付期限までに>

売払代金の残金	・契約保証金は売払代金の一部へ充当します。
	・支払い方法は、高梁市が指定する口座への入金のみとなります。現金で
	の受け取りはいたしておりませんので、ご了承ください。
	・代金の納付は高梁市が定める期限までに納付する必要があります。

#### ※ご注意※

上記費用のほかに、書類の郵送料や振込手数料が必要になることがあります。また、自動車の権利移転 に伴う費用や物品搬送に係る費用等が必要な場合も、落札者の負担となります。

#### ■必要な書類

- ・必要な書類の一部は高梁市ホームページからダウンロードできます。
- ・必要な書類は、以下のとおりとなります。契約締結期限までに高梁市へ直接持参または郵送してくだ さい。

#### <落札者全員>

- 契約保証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書
- ・公的身分証明書の写し
- ・商業登記簿謄本(法人の場合)
- <落札物品が車両、または落札額が10万円以上の場合>
- ・売買契約書 2部 (様式は高梁市より送付します)
- 印鑑登録証明書 1 通
- <物品の受領を代理人に依頼する場合>
- ・物品受領に関する委任状 1通
- ・物品を受領する代理人の公的身分証明書の写し 1通

### ■権利移転の時期と要する期間

権利移転の時期	・公有財産売却の財産は、売払代金の残金を納付したときに権利移転しま
	す。

# 2. 重要事項

落札後の権利移転手続きにおける重要な事項です。必ずご確認ください。

	これける里安は事項にす。必りに唯心へたです。
危険負担	・契約締結後に発生した財産の破損、焼失など高梁市の責に帰すことので
	きない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売払代金の減額を請求
	することはできません。
引渡し条件	・引き渡しは、売払代金の残金を納付後、現状有姿で行います。
	・落札物件が車両の場合、落札者は「使用の本拠の位置」を管轄する運輸
	支局または自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込み、移転登録等
	の手続きを行ってください。また、譲渡証明書に記載する譲受人の名義
	は、落札者本人となります。落札者本人以外の名義にはできません。
入札保証金の取り扱い	・落札者が契約締結期限までに高梁市の定める契約を締結しない場合は入
	札保証金を没収し、返還しません。
	・落札者が納付した入札保証金は、落札者が契約を締結した場合、「契約保
	証金充当依頼書兼売払代金充当依頼書」に基づき、地方自治法施行令第
	167 条の 16 に定める契約保証金に全額充当します。
契約保証金の取り扱い	・納付期限までに売払代金の残金全額の納付が確認できない場合、事前に
	納付された契約保証金を没収し、返還しません。
	・契約保証金は、落札者が売払代金の残金を全額納付したとき、「契約保証
	金充当依頼書兼売払代金充当依頼書」に基づき、売払代金の一部に全額
	充当します。

#### ■落札後の注意事項に関するお問い合わせ

・お問い合わせ:高梁市企画財政部財産活用課 0866-21-0207

・メールアドレス: zaisan@city. takahashi. lg. jp

・電話受付時間:平日8時30分から17時15分